

議会活性化評価・検証結果報告書

令和 2 年 12 月

西条市議会 議会活性化推進特別委員会

【 目 次 】

議会活性化に関する検討項目の評価・検証の進め方・・・・・・・・・・ 1

評価・検証体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

評価・検証結果

○「短期的課題」に仕分けした項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

○「中長期的課題」に仕分けした項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

○仕分けを「保留」とした項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

○その他、調査・研究を行った事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

評価・検証結果一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

《参考資料》

議会活性化推進特別委員会開催状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

議会活性化に関する検討項目の評価・検証の進め方

1 評価・検証の趣旨

今日、著しく変化する社会経済情勢の中で、二元代表制の一翼を担う市議会が果たすべき役割は更に重要となっている。

本市議会では、前任期中の平成28年9月に制定した西条市議会基本条例の趣旨にのっとり、議会の権能を更に高めるとともに、市民に開かれた議会を目指すため、現行の議会運営（議会の組織や機能、運営、情報公開に関する事項等を含む）の検証に加え、議会の活性化、そして更なる議会改革の推進を図るべく、平成29年2月臨時会において、議会活性化推進特別委員会を設置した。

議会活性化推進特別委員会では、正副委員長において抽出した「議会の活性化に関する検討項目」について、委員間討議により「短期的課題」「中長期的課題」「保留」に仕分けを行い、課題の解消に向け、調査・研究を進めてきた。その結果、一定の結論が出された検討項目については、議長に検討結果を答申し、議会の活性化を推進してきたところである。

これまで積み上げてきた議会活性化の取組を確かなものとするとともに、間断のない議会改革の推進に資するよう、議会活性化の取組を改選後の次期西条市議会に引き継ぐことを目的に、これまで調査・研究を行ってきた「議会の活性化に関する検討項目」について、その成果を評価・検証することとする。

2 評価・検証の主体

議会活性化推進特別委員会が行う。

3 評価・検証の対象

議会活性化推進特別委員会において定めた「議会の活性化に関する検討項目」（以下、検討項目）とする。

ただし、検討項目のうち「議会運営」の「議会基本条例の見直し」については、西条市議会基本条例第25条の規定により、議会運営委員会の所管に属することから、評価・検証の対象から除外する。

なお、当初、具体的な検討項目として挙げられなかったものの、議会活性化推進特別委員会において、調査・研究を行い、一定の結論を得たものについても評価・検証の対象とする。

○ 議会の活性化に関する検討項目一覧

「短期的課題」に仕分けした項目	
議会組織	委員会運営の充実
議会機能	政策提言会の在り方
情報公開	議会報告会の開催
	議会広報の充実
	議会傍聴の促進
その他	議会独自の災害対策

「中長期的課題」に仕分けした項目	
議会組織	議員定数
	議員報酬
議会運営	タブレット端末導入による議案等のペーパーレス化
情報公開	委員会の議事録の公開
その他	議会 I C T（情報通信技術）の推進

仕分けを保留とした項目	
議会組織	議会事務局の組織体制の整備
議会機能	議員研修の充実
	会派控室の環境整備
議会運営	議案に対する議員間の自由討議
	議会基本条例の見直し
	本会議での一問一答方式の見直し
	議会の議決事件の追加
	公聴会・参考人制度の活用
	請願・陳情の取り扱い
	議会の先例事項の見直し
情報公開	政務活動費の透明性の向上
	議案等に対する賛否状況の公表の見直し
	子ども議会等の開催
	小・中学校等の学習の場としての提供
その他	議会費（委員会予算、海外視察、政務活動費等）
	議会図書室の充実と適正な管理運営

4 評価・検証の方法

各検討項目ごとに評価・検証シートを作成し実施することとする。

委員が評価・検証シートに沿ってそれぞれ評価を行った後、正副委員長において、その内容を集約することとする。

なお、評価・検証シートに記載する項目は、以下のとおりとする。

(1) 検討項目

議会の活性化に関する検討項目を記載する。

(2) 取組状況

検討項目を定めた平成29年以降の取組状況を記載する。なお、議会活性化推進特別委員会の取組に限らず、議会全体として、取組や見直しが図られたものについても記載する。

(3) 西条市議会基本条例の関連条文

検討項目と関連する条文を記載する。

(4) 段階評価

各検討項目に対し、議会活性化推進特別委員会としてじゅうぶんな検討や取組がなされているか、5段階評価を行う。

5段階評価の目安は、以下のとおりとする。

5・・・じゅうぶんできている

4・・・できている

3・・・できているが改善が必要

2・・・あまりできていない（更なる取組が必要）

1・・・できていない（取組が必要）

なお、正副委員長において集約する際には、委員から提出された段階評価の平均値を求め、数値をA B C評価に置き換えることで、評価を集約することとする。

数値を置き換える際の基準は、以下のとおりとする。

4.0から5.0・・・A：できている（これまで通り行う）

2.0から4.0未満・・・B：できている（ただし、改善が必要）

2.0未満・・・C：更なる取組が必要

(5) 評価理由

評価理由を記載し、正副委員長において、内容を集約することとする。

※ 各検討項目のうち、未着手の項目について

未着手の検討項目については、評価・検証シート内の「取組状況」を「今後の方針」に置き換えるとともに、「段階評価」及び「評価理由」を記載しないものとする。

○ 評価・検証シート（様式）

検討項目	

取組状況	

西条市議会基本条例の関連条文	

段階評価	

評価理由	

5 評価・検証結果の報告・公表

評価・検証結果は、議会活性化推進特別委員会において、「議会活性化評価・検証結果報告書（以下、報告書）」を作成するとともに、委員長が議長に報告書を提出することで報告するものとする。

また、報告書は、市議会ホームページで公表するものとする。

6 評価・検証のスケジュール（予定）

下記のとおり、委員における評価の抽出、正副委員長における評価の集約、報告書の作成の3段階により、評価・検証を実施する。

（1）委員における評価の抽出

（7月）委員において評価・検証シートに各自評価を記入

（8月）評価・検証シートを正副委員長に提出

（2）正副委員長における評価の集約

（8月）評価の集計及び集約を実施

（9月）委員会開催 集約結果を提示し、委員の意見を聴取

（3）報告書の作成

（10月）正副委員長において集約結果の修正

集約結果を基に報告書（案）を作成

（11月）委員会開催 報告書（案）を提示し、委員の意見を聴取

（12月）委員会開催 報告書の完成

議長に報告書を提出

12月定例会において、委員長報告を実施

7 その他

上記のほか、評価・検証に必要な事項は、正副委員長において決定するものとする。

評価・検証体制

議会活性化推進特別委員会	
委員長	行 元 博
副委員長	高 橋 保
委 員	城 戸 力
〃	三 好 和 彦
〃	御 荘 秀 樹
〃	山 地 美知一
〃	臼 坂 均
〃	伊 藤 新 平
〃	武 田 功
〃	児 玉 千 春

評価・検証結果

検討項目

委員会運営の充実（議会組織）

取組状況

これまで委員のみに配付してきた委員会及び委員会協議会の資料を、委員外議員にも配付することで情報共有を図ることとした。（第2次答申 平成29年6月20日）

また、委員のみに通知してきた閉会中に実施する委員会及び委員会協議会の開催通知を、委員外議員にも行うこととした。（第2次答申 平成29年6月20日）

委員会条例については、常任委員及び議会運営委員の改選の日から新しい委員の任期が始まるよう改正するとともに、複数の常任委員会委員に所属できるよう改正した。（本会議 平成29年12月22日）

予算に関する議案については、全議員で構成する予算委員会を新たに設置するとともに、既存の委員会に対応する分科会を設け、分担して審査することとした。また、予算委員会を設けた場合、現行の先例では、本会議で予算案に対する討論が行えなくなることから、討論については、委員会では行わず、本会議において全ての議案に対し、誰もが討論を行えるようにすべきとの結論に至った。よって、委員会条例及び先例を改正するとともに、予算委員会の運営に関し必要な事項を定めた西条市議会予算委員会運営要領を策定した。（第8次答申 平成30年12月18日）

西条市議会基本条例の関連条文

第17条 委員会は、その特性を活かし、専門的かつ具体的な議論により議案等の審査、所管事項の調査及び政策提案を行うよう努めるものとする。

段階評価

B

（平均3.9点）

4.0から5.0・・・A：できている（これまで通り行う）
2.0から4.0未満・・・B：できている（ただし、改善が必要）
2.0未満・・・C：更なる取組が必要

評価理由

取組状況については、じゅうぶんに評価できる。しかし、現状、委員会において、所管事項の調査や政策提案をじゅうぶんに行うことができていないため、委員会行政視察も含め、改善の必要がある。また、議案等の審査においても、内容説明を求めるのみで、専門的かつ具体的な議論に及んでいない状況も見られることから、委員会運営の更なる充実を目指し、引き続き先進事例の調査・研究を続ける必要がある。

検討項目

政策提言会の在り方（議会機能）

取組状況

平成 23 年度から実施してきた「会派等別政策提言懇談会」を議会基本条例に基づき「政策提言会」と名称を改め、これまでの形式を踏襲しながら、引き続き開催していくこととした。（第 1 次答申 平成 29 年 5 月 29 日）

西条市議会基本条例の関連条文

第 16 条 議会は、政策立案機能の強化に努め、条例の制定、議案の修正及び決議等の政策提案を行うとともに、市長等に対して積極的に政策提言を行うものとする。

2 議会は、前項の目的を達成するため、政策提言会を行うことができる。

段階評価

B

（平均 3.9 点）

4.0 から 5.0 A : できている（これまで通り行う）
2.0 から 4.0 未満 B : できている（ただし、改善が必要）
2.0 未満 C : 更なる取組が必要

評価理由

政策提言会については、現行の方式で概ね問題ないと評価するが、一方で、提言内容の更なる充実に努めるべきとの意見が多く、具体的には「提言事項の実施可否又は進捗状況について定期的に報告されるべきではないか」「提言結果は常に全体のものとすべきではないか」「議論をより深めるため提言時間を増やすべきではないか」「各議員が政策立案能力を向上するよう努めなければならない」といった意見もあり、今後、改善が必要である。

検討項目

議会報告会の開催（情報公開）

取組状況

議会基本条例第 12 条に規定される議会報告会を本市議会で初めて開催するに当たって、議会活性化推進特別委員会において、開催趣旨や実施時期、実施場所等を定めた「平成 30 年度西条市議会報告会実施要領（案）」を作成した。（第 5 次答申 平成 29 年 12 月 18 日）

なお、議会報告会の準備・運営は、議長が組織する議会報告会実行委員会が主体となっており、令和元年度以降は、実施要領（案）の作成についても議会報告会実行委員会が行った。

平成 30 年度議会報告会は、平成 30 年 5 月 26 日に東会場及び西会場において開催し、合計 56 名のかたに参加いただいた。

また、令和元年度議会報告会は、令和元年 10 月 26 日に東会場、令和元年 10 月 29 日に西会場において開催し、合計 79 名のかたに参加いただいた。

西条市議会基本条例の関連条文

第 12 条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般について、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を行うものとする。

2 議会報告会に関し必要な事項は、議長が別に定める。

段階評価

B

（平均 3.1 点）

4.0 から 5.0 A : できている（これまで通り行う）
2.0 から 4.0 未満 B : できている（ただし、改善が必要）
2.0 未満 C : 更なる取組が必要

評価理由

本市議会として、初めて議会報告会の開催に至ったことは、評価できるが、試行錯誤の段階であり、課題も多い。

よりよい議会報告会を目指し、市民と議員が自由に話し合えるグループワーク形式の導入や自治会、婦人会、PTA 及び高等学校などの各種団体への参加呼びかけ、更に議会報告会実行委員会の在り方を見直し、全ての議員が主体的に運営に参加できる体制づくりなどについて検討すべきとの意見もあり、今後、改善が必要である。

検討項目

議会広報の充実（情報公開）

取組状況

市議会ホームページに掲載している会議録について、キーワード検索や複数の会議にまたがる内容の閲覧が容易にできるよう改善した。（第4回委員会 平成29年5月29日）

また、市議会の情報をタイムリーかつ分かりやすく発信し、より親しみやすい「開かれた議会」とするため、西条市議会フェイスブックを開設するとともに、市議会のしくみを分かりやすく伝えるキッズページを市議会ホームページ上に開設した。

（第3次答申 平成29年8月21日）

更に、市民に親しみやすい広報紙を目指し、さいじょう市議会だよりに質疑や質問を行った議員の顔写真を掲載することとした。（第3次答申 平成29年8月21日）

西条市議会基本条例の関連条文

第11条（省略）

- 2 議会とは、多くの市民が議会と市政に関心を持てるよう、インターネットやホームページ、議会広報紙その他の多様な情報伝達手段を用いて、広報活動の充実に努めるものとする。

段階評価

B

（平均 3.4 点）

4.0から5.0・・・A：できている（これまで通り行う）
2.0から4.0未満・・・B：できている（ただし、改善が必要）
2.0未満・・・C：更なる取組が必要

評価理由

議会だよりについては、委員会審査の内容を充実するよう、掲載内容や紙面構成について検討が今後必要であり、また、会派ごとに割り振られている紙面割についても更なる検討が必要との意見も多く、今後、改善が必要である。

市議会ホームページやフェイスブックについては、市議会だよりの限られた紙面では表現できない内容も掲載でき、たいへん評価できる。インターネットに不慣れなかに配慮しつつ、紙媒体による広報とのバランスも考えながら、取組を進めていくべきである。

検討項目

議会傍聴の促進（情報公開）

取組状況

これまで委員長の許可を必要としていた委員会の傍聴を、原則公開とするよう委員会条例の改正を行った。（第1次答申 平成29年5月29日）

また、委員会の傍聴を原則公開としたことに伴い、新たに「西条市議会委員会傍聴取扱規程」を策定した。（第3次答申 平成29年8月21日）

更に、委員会の傍聴人に対し、「委員会傍聴の手順」「傍聴に当たっての注意事項」「議会フロアの案内」「委員会の構成と所管」などを記したチラシを配布することとした。（第7回委員会 平成29年8月21日）

議場における傍聴人の定員については、傍聴席の改修に伴い、傍聴席数が37席（うち車いす使用席3席）となったため、現状の席数をもって定員とし、傍聴規則に明確に規定することとした。併せて、「携帯電話については電源を切ること」とする規定について、傍聴人の連絡手段の確保に配慮するため「着信音等を発しない措置をとること」として、傍聴規則の改正を行った。（第2次答申 平成29年6月20日）

聴覚や言語機能等に障害のあるかたの傍聴のため、取り扱い事務を明文化した西条市議会手話通訳及び要約筆記実施規程を策定した。（令和2年9月1日 全員協議会）

西条市議会基本条例の関連条文

第9条 （省略）

- 2 議会とは、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を原則公開するものとする。

段階評価

A

（平均4.3点）

4.0から5.0・・・A：できている（これまで通り行う）
2.0から4.0未満・・・B：できている（ただし、改善が必要）
2.0未満・・・C：更なる取組が必要

評価理由

委員会の傍聴を原則公開としたこと、また時代に即した傍聴規則の改正により、傍聴しやすいしくみを整えたことは、大きく評価できる。今後は、傍聴者を増やすため、議事日程を事前に公表するなどの積極的な情報発信や議会に興味を持っていただくためのPR活動などについて検討の余地がある。なお、市民がより関心を持つためには、答弁する執行部側との協力も重要であると考えます。

検討項目

議会独自の災害対策（その他）

取組状況

災害時における議会及び議員の役割、組織体制、議員の行動基準等を定めた「西条市議会災害時対応指針」を策定した。（第2次答申 平成29年6月20日）

また、非常時においても議会機能の維持・継続を図るため、組織体制や議員及び議会事務局職員の行動手順等について具体的に定めた「西条市議会業務継続計画（BCP）」を策定し、併せて「西条市議会業務継続計画（BCP）」に基づき、防災訓練を定期的実施することとした。（第9次答申 平成31年2月5日）

なお、防災訓練については、平成31年3月5日、本会議中に震度6強の地震が発生したことを想定した避難訓練を実施した。

更に、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大を受け「西条市議会災害時対応指針」及び「西条市議会業務継続計画（BCP）」を見直し、対象とする危機事象に、国民保護や感染症等の危機事象を追加することで、自然災害以外の危機事象にも対応するとともに、西条市議会業務継続計画（BCP）に「新型コロナウイルス感染症等の発生時における西条市議会の対応」を加えるなどの所要の修正を行った。（議会運営委員会 令和2年5月28日）

西条市議会基本条例の関連条文

第21条 議会は、災害等の不測の事態から市民の生命、財産又は生活の平穏を守るため、市長等と協力し、危機管理に努めるものとする。

段階評価

B

（平均 3.6 点）

4.0から5.0・・・A：できている（これまで通り行う）
2.0から4.0未満・・・B：できている（ただし、改善が必要）
2.0未満・・・C：更なる取組が必要

評価理由

災害時対応指針の策定はもとより、近隣市に先駆けて市議会BCPの策定や感染症への対応を追記したことは評価できる。今後は、防災訓練を重ねながら、災害時対応指針及び市議会BCPの検証を進め、市議会全体で理解度を深めながら、実効性のある体制の構築に努めていかなければならない。また、新たに導入したタブレット端末等の積極的な活用についても、じゅうぶんに検討する必要がある。

検討項目

議員定数（議会組織）

取組状況

行財政改革の視点及び類似団体との比較、人口、面積、財政力、市政の現状と課題、将来の予測と展望、1 常任委員会当たりの委員数等を総合的に勘案し、定数 28 名という議会活性化推進特別委員会の方向性を示した。更に、公聴会制度及び参考人制度の活用、パブリックコメントによる意見聴取の上、西条市議会議員定数条例を改正し、次の議員の一般選挙から適用することとした。（第 10 次答申 令和 2 年 3 月 10 日）

西条市議会基本条例の関連条文

- 第 6 条 議員定数は、西条市議会議員定数条例(平成 20 年西条市条例第 1 号)、議員報酬は、西条市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例(平成 20 年西条市条例第 17 号)にそれぞれ定めるところによる。
- 2 議員定数及び議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点及び類似団体との比較だけでなく、人口、面積、財政力及び市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して広く意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度等を活用するよう努めるものとする。
- 3 議員定数及び議員報酬の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 109 条第 6 項又は法第 112 条第 1 項の規定に基づき、委員会又は議員が明確な改正理由を付して提出するものとする。

段階評価

A

(平均 4.2 点)

4.0 から 5.0 A : できている (これまで通り行う)
2.0 から 4.0 未満 B : できている (ただし、改善が必要)
2.0 未満 C : 更なる取組が必要

評価理由

今回、議員定数の調査・研究に当たっては、公聴会・参考人制度の活用やパブリックコメントなどにより、広く意見を聴取するよう努め、議論を重ねてきた。議員定数については、さまざまな意見があるものの、現時点において、定数 28 名という結論に至ったことは評価する。

検討項目

議員報酬（議会組織）

取組状況

市長の給料額を議員の活動日数で除することで議員報酬額を求める全国町村議会議長会検討方式により算出した 48 万 748 円を、議会活性化推進特別委員会の方向性として示した。更に、公聴会制度及び参考人制度の活用により、広く意見を聴取するなど、調査・研究を進めている。

西条市議会基本条例の関連条文

- 第 6 条 議員定数は、西条市議会議員定数条例(平成 20 年西条市条例第 1 号)、議員報酬は、西条市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例(平成 20 年西条市条例第 17 号)にそれぞれ定めるところによる。
- 2 議員定数及び議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点及び類似団体との比較だけでなく、人口、面積、財政力及び市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して広く意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度等を活用するよう努めるものとする。
- 3 議員定数及び議員報酬の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 109 条第 6 項又は法第 112 条第 1 項の規定に基づき、委員会又は議員が明確な改正理由を付して提出するものとする。

段階評価

B

(平均 2.6 点)

4.0から5.0・・・A：できている（これまで通り行う）
2.0から4.0未満・・・B：できている（ただし、改善が必要）
2.0未満・・・C：更なる取組が必要

評価理由

議員報酬については、議会活性化推進特別委員会において、調査・研究を行い、報酬額 48 万 748 円という方向性を示した。また、調査・研究の過程では、公聴会・参考人制度の活用など、広く意見を聴取するよう努めてきた。市民の関心も高く、さまざまな意見があることから、引き続き調査・研究を行う必要がある。

検討項目

タブレット端末導入による議案等のペーパーレス化（議会運営）

議会 I C T（情報通信技術）の推進（その他）

取組状況

タブレット端末の導入により「質問や答弁の質の向上」「スムーズな議事進行」「情報収集力の向上」「市民への分かりやすい説明」「仕事の効率化」「災害時における迅速かつ的確な情報伝達」など、さまざまな効果が期待されることから、早急に導入するよう、理事者に対し申し入れを行った。（第6次答申 平成30年3月14日）

なお、タブレット端末の導入に当たっては、議長が組織するタブレット端末導入プロジェクトチームにおいて、導入する端末やペーパーレス会議システム、グループウェアの具体的な仕様について、協議を行い、併せてタブレット端末運用規程の策定や関係する会議規則の改正を行った。

タブレット端末の導入に至った令和2年以降は、同じく議長が組織するタブレット端末運用プロジェクトチームにおいて、令和3年3月定例会からの完全ペーパーレス化を目指し、タブレット端末の具体的な運用方法について協議を行っている。

西条市議会基本条例の関連条文

第18条 議会は、社会経済情勢等の変化により新たに生ずる市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、この条例の理念に基づく議会の改革、活性化に取り組むものとする。

段階評価

B

（平均 3.9 点）

4.0から5.0・・・A：できている（これまで通り行う）
2.0から4.0未満・・・B：できている（ただし、改善が必要）
2.0未満・・・C：更なる取組が必要

評価理由

タブレット端末を導入し、大きな支障なく運用を始められたことは、評価すべきである。今後は、導入による効果をじゅうぶんに発揮できるよう、議会全体で習熟度を高め、利活用を促進していくべきである。また、完全ペーパーレス化に向け、タブレット端末上の資料の取り扱いや運用面などについても、適宜、改善が必要である。

検討項目

委員会の議事録の公開（情報公開）

取組状況

議会基本条例第9条の規定に基づき「開かれた議会」を推進するためにも、議会活動に関する情報を積極的に公開し、市民に議会を身近に感じていただける環境を整備する必要があることから、平成31年1月以降の委員会記録及び委員会行政視察の情報を市議会ホームページ上で公開することとした。（第8次答申 平成30年12月18日）

西条市議会基本条例の関連条文

第9条（省略）

- 3 議会は、西条市情報公開条例（平成16年西条市条例第11号）の実施機関として、議会活動に関する資料を原則公開するものとする。

段階評価

A

（平均4.7点）

4.0から5.0・・・A：できている（これまで通り行う）
2.0から4.0未満・・・B：できている（ただし、改善が必要）
2.0未満・・・C：更なる取組が必要

評価理由

委員会記録及び委員会行政視察の情報について、市議会ホームページによる公開を始められたことは、じゅうぶんに評価できる。

なお、委員会行政視察の公開内容については、視察項目に対する本市の課題や委員会における調査状況を記載するなどしてはどうかとの意見もあり、検討の余地がある。

検討項目

議会事務局の組織体制の整備（議会組織）

取組状況

議会事務局は、平成 29 年度まで 9 名体制であったが、平成 30 年度から 1 名増員の 10 名体制により業務を行っている。

西条市議会基本条例の関連条文

第 23 条 議会は、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、調査及び法務機能をはじめとする議会事務局の充実強化に努めるものとする。

段階評価

B

(平均 3.6 点)

4.0 から 5.0 A : できている（これまで通り行う）
2.0 から 4.0 未満 B : できている（ただし、改善が必要）
2.0 未満 C : 更なる取組が必要

評価理由

現在の議会事務局は、じゅうぶんに職務を遂行している。しかし、地方分権化により、地方議会の重要性が増している中、本市議会においても議会改革が進み、その業務はさらに複雑かつ細分化されている。

そのため、法制担当職員を配置し、議会の政策立案機能の強化を図るなど、議会事務局の組織体制については、改善が必要である。

検討項目

議員研修の充実（議会機能）

取組状況

今任期中は、以下のとおり議員研修会を開催した。

（１）平成 29 年度

テーマ「タブレット端末の導入による議案等のペーパーレス化について」

講師：東かがわ市議会副議長 鏡原慎一郎氏

講師：東京インタープレイ株式会社代表取締役 米田英輝氏

（２）平成 30 年度

テーマ「議員定数及び議員報酬について」

講師：株式会社地方議会総合研究所代表取締役 廣瀬和彦氏

（３）令和元年度

テーマ「議会運営における質問の在り方」

講師：全国都道府県議会議長会議制度研究アドバイザー 野村 稔氏

西条市議会基本条例の関連条文

第 19 条 議会は、議員の政策立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

段階評価

A

(平均 4.4 点)

4.0から5.0・・・A：できている（これまで通り行う）
2.0から4.0未満・・・B：できている（ただし、改善が必要）
2.0未満・・・C：更なる取組が必要

評価理由

議員研修については、テーマ・開催回数ともにじゅうぶんな研修が行われており、評価できる。

なお、更なる研修の充実を図るため「一つのテーマについて、年に数回の研修を行ってはどうか」「年に 1 回ではなく 2 回程度の開催とし、より多くのテーマを研修できるようにしてはどうか」といった意見もあり、開催内容については、検討の余地がある。

検討項目

会派控室の環境整備（議会機能）

西条市議会基本条例の関連条文

第7条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動するものとする。

3 会派は、議会運営及び政策立案等に関し必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

今後の方針

会派控室の在り方については「調査研究や資料作成などの各種事務作業に適した環境づくりを進めるべきである」「タブレット端末を導入したことにより、会派控室における周辺機器や通信環境などの見直しを行う必要性が生じている」といった意見もあり、今後、積極的な議論を行う必要がある。

検討項目

議案に対する議員間の自由討議（議会運営）

西条市議会基本条例の関連条文

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- （１） 議会が言論の場であること及び合議制機関であることを十分に認識し、議員間の自由な討議を通して、市政の論点、争点を分かりやすく明らかにするよう努めること。

今後の方針

議案に対する議員間の自由討議については、導入に向け、全員協議会などの場を活用し、模擬的な自由討議を試行してみてはどうかといった意見もあり、まずは、他市の事例を調査・研究すべきである。

検討項目

本会議での一問一答方式の見直し（議会運営）

取組状況

一問一答方式は、平成 29 年 3 月定例会から導入しているが、平成 29 年 6 月定例会後、一問一答方式の運用方法について、各議員から意見を聴取し、あらためて協議を行った。その結果、より円滑で分かりやすい運用に改善を求める意見が多く出されたことから「質問方法」や「質問時間の配分」について見直しを行い、西条市議会質疑・質問実施要領を改正した。（第 4 次答申 平成 29 年 9 月 11 日）

西条市議会基本条例の関連条文

第 13 条 （省略）

- 2 議員は、本会議における質問において、市政における論点及び争点を明確にするため、一問一答方式等で行うことができる。

段階評価

B

（平均 3.4 点）

4.0 から 5.0 A : できている（これまで通り行う）
2.0 から 4.0 未満 B : できている（ただし、改善が必要）
2.0 未満 C : 更なる取組が必要

評価理由

一問一答方式の運用については、現状、大きな支障はなく、概ね評価できる。一問一答方式は、市民にとって、論点や争点の明確化という意味で分かりやすく、また、議員にとっては、質疑・質問のスキル向上にもつながる有効な手段であるといった意見もあり、今後も積極的に活用すべきである。

しかし、質問を一括して行う複合方式と比較して時間を要するため、質問が冗長とならないよう、質問者は、要旨をじゅうぶんに整理し、答弁者とも調整しながら、簡潔明瞭な発言に努める工夫も必要である。

その他運用方法については「質問の持ち時間の見直しを検討してはどうか」「中項目を 1 問とする定義の見直しを行ってはどうか」といった意見もあり、改善が必要である。

検討項目

議会の議決事件の追加（議会運営）

西条市議会基本条例の関連条文

第 15 条 議会は、議決機関としての機能強化のため、法第 96 条第 2 項の規定により、積極的に議決事件の追加等を検討するものとする。

2 前項の議会の議決すべき事件に関し必要な事項は、別に条例で定める。

今後の方針

まずは、本市議会において、議決すべき事項として追加すべきものには、どのようなものがあるのか、精査すべきである。

検討項目

公聴会・参考人制度の活用（議会運営）

取組状況

議員定数及び議員報酬の調査・研究に当たり、議会活性化推進特別委員会が方向性として示した議員定数 28 人及び議員報酬 48 万 748 円について、広く市民の意見を聴取するため公聴会制度を活用し、市民延べ 6 名を公述人として、令和元年 10 月 7 日に公聴会を開催した。また、専門的な立場から意見を求めるため参考人制度を活用し、愛媛大学法文学部教授の兼平裕子氏、松山大学法学部教授の妹尾克敏氏を参考人として招致し、令和元年 10 月 11 日に意見を聴取した。

公聴会の開催に関する各種取り扱い事務について、その内容を明文化した西条市議会公聴会開催規程を策定した。（令和 2 年 9 月 1 日 全員協議会）

西条市議会基本条例の関連条文

第 6 条 （省略）

- 2 議員定数及び議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点及び類似団体との比較だけでなく、人口、面積、財政力及び市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して広く意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度等を活用するよう努めるものとする。

第 11 条 （省略）

- 3 議会は、市民の意見を広く聴取し、議会活動に反映させるため、広聴活動に努めるものとする。

段階評価

A

（平均 4.0 点）

4.0 から 5.0 A : できている（これまで通り行う）
2.0 から 4.0 未満 B : できている（ただし、改善が必要）
2.0 未満 C : 更なる取組が必要

評価理由

今回、議員定数及び議員報酬の調査・研究を行うに当たり、公聴会・参考人制度を活用できたことはじゅうぶんに評価できる。なお、今後、同制度を活用する際には、より具体的かつ実効的なご意見を聴取できるよう、公募要件や公述人・参考人の選定について、じゅうぶんに精査していく必要がある。

検討項目

請願・陳情の取り扱い（議会運営）

取組状況

陳情は、これまでその写しを直近の本会議に配付するのみの取り扱いとしてきたが、市民からの政策提案として受け止め、適切かつ誠実に審議又は審査できるよう、市民から提出された陳情は、議会運営委員会において、その取り扱いを協議することとした。また、受理期限についても、適切かつ円滑に処理できるよう、請願同様の受理期限（定例会開会 5 日前に開催される議会運営委員会の前日まで）に改めた。（議会運営委員会 平成 31 年 2 月 21 日）

西条市議会基本条例の関連条文

第 10 条 議会は、請願及び陳情(以下「請願等」という。)を市民からの政策提案として受け止め、適切かつ誠実にこれを審議又は審査するものとする。

2 議長及び委員長は、請願等の審議又は審査に当たり、必要に応じて請願等の提出者から意見を聴く機会を設けることができる。

段階評価

B

(平均 3.9 点)

4.0から5.0・・・A：できている（これまで通り行う）
2.0から4.0未満・・・B：できている（ただし、改善が必要）
2.0未満・・・C：更なる取組が必要

評価理由

請願・陳情の取り扱いについては、概ね現状のとおりでよいと評価する。

一方で、議会基本条例第 10 条の趣旨に則り、より適切かつ誠実に審議又は審査することができるよう、例えば一部採択や趣旨採択などの手法も活用するなど、更なる検討を行うべきであるといった意見もあり、改善が必要である。

検討項目

議会の先例事項の見直し（議会運営）

取組状況

各検討項目の協議において、取り扱いを変更するに至った際には、併せて、先例事項についても見直しを行ってきた。

西条市議会基本条例の関連条文

第3条 （省略）

- 2 円滑で市民に分かりやすい議会運営を行うため、この条例に規定するもののほか、議会運営の基本となる西条市議会会議規則（平成16年西条市議会規則第1号）、西条市議会委員会条例（平成16年西条市条例第208号）及び西条市議会申し合わせ事項等を適宜又は継続的に見直すこととする。

段階評価

B

（平均 3.7 点）

4.0から5.0・・・A：できている（これまで通り行う）
2.0から4.0未満・・・B：できている（ただし、改善が必要）
2.0未満・・・C：更なる取組が必要

評価理由

時代の流れに応じ、先例を適宜、改善していくことは今後も必要なことである。

先例は、議会の自律権に基づく慣行であり、法令等を補完するものであることから、先例を見直す際には、改悪にならないよう、本市議会の先例が成立した経緯をじゅうぶんに理解した上で、検討することが重要である。

検討項目

政務活動費の透明性の向上（情報公開）

取組状況

議会基本条例第9条の規定に基づき「開かれた議会」を推進するためにも、議会活動に関する情報を積極的に公開し、市民に議会を身近に感じていただける環境を整備する必要があることから、平成30年度分以降の政務活動費の情報を市議会ホームページ上で公開することとした。（第8次答申 平成30年12月18日）

西条市議会基本条例の関連条文

第8条 政務活動費に関することは、西条市議会政務活動費の交付に関する条例（平成16年西条市条例第7号）で定めるところによる。

第9条 議会は、市民に対して議会の活動に関する情報公開を行うとともに、情報の共有を推進し、説明責任を果たさなければならない。

段階評価

A

（平均4.8点）

4.0から5.0・・・A：できている（これまで通り行う）
2.0から4.0未満・・・B：できている（ただし、改善が必要）
2.0未満・・・C：更なる取組が必要

評価理由

政務活動費の情報について、市議会ホームページ上で公開を開始したことはじゅうぶんに評価できる。

なお、市議会ホームページだけでなく、議会だよりへ掲載してはどうかとの意見もあり、検討の余地がある。

検討項目

議案等に対する賛否状況の公表の見直し（情報公開）

取組状況

議会基本条例第9条の規定に基づき「開かれた議会」を推進するためにも、議会活動に関する情報を積極的に公開し、市民に議会を身近に感じていただける環境を整備する必要があることから、平成31年1月以降の議案書及び議員別議案等賛否結果を市議会ホームページ上で公開することとした。あわせて、インターネット中継の際、採決時には議員の挙手状況が確認できるよう、議席側の映像を配信することとした。
(第8次答申 平成30年12月18日)

西条市議会基本条例の関連条文

第11条 議会は、議案に対する審議経過及び各議員の賛否等を公表し、議会の活動を市民が的確に評価できるよう情報提供に努めるものとする。

段階評価

A

(平均 4.4 点)

4.0から5.0・・・A：できている（これまで通り行う）
2.0から4.0未満・・・B：できている（ただし、改善が必要）
2.0未満・・・C：更なる取組が必要

評価理由

市議会ホームページにおける賛否状況の公開に加え、議会中継の際にも挙手状況を映像配信するよう改善したことは、じゅうぶんに評価できる。

検討項目

子ども議会等の開催（情報公開）

西条市議会基本条例の関連条文

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- （１） 市民を代表する議事機関としての議決責任を常に自覚し、公平性、透明性及び信頼性を重視し、市民に開かれた議会を目指すこと。

今後の方針

小・中学生及び高校生を対象に、議会に関心を持ってもらう取組（高校生議会、学校へ出張講座等）を推進すべきであり、まずは、他市の事例について、調査・研究を行う必要がある。

検討項目

小・中学校等の学習の場としての提供（情報公開）

西条市議会基本条例の関連条文

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- （1） 市民を代表する議事機関としての議決責任を常に自覚し、公平性、透明性及び信頼性を重視し、市民に開かれた議会を目指すこと。

今後の方針

学習の場としての提供については、小・中学生のみならず、高校生も含めた形で、検討すべきであり、まずは、他市の事例について、調査・研究を行う必要がある。

検討項目

議会費（委員会予算、海外視察、政務活動費等）（その他）

取組状況

議会基本条例第9条の規定に基づき「開かれた議会」を推進するためにも、議会活動に関する情報を積極的に公開し、市民に議会を身近に感じていただける環境を整備する必要があることから、政務活動費については平成30年度以降の情報を、また、議長交際費については平成31年1月以降の情報を市議会ホームページ上で公開することとした。（第8次答申 平成30年12月18日）

西条市議会基本条例の関連条文

第9条 議会は、市民に対して議会の活動に関する情報公開を行うとともに、情報の共有を推進し、説明責任を果たさなければならない。

段階評価

A

（平均 4.3 点）

4.0から5.0・・・A：できている（これまで通り行う）
2.0から4.0未満・・・B：できている（ただし、改善が必要）
2.0未満・・・C：更なる取組が必要

評価理由

政務活動費の情報公開が進んだことはじゅうぶんに評価できる。

なお、議会費については「委員会行政視察や政務活動費の在り方について見直し、全体の予算額の削減に努めるべき」「その他公開すべき情報について、他市の状況を調査・研究すべき」との意見もあり、検討の余地がある。

検討項目

議会図書室の充実と適正な管理運営（その他）

西条市議会基本条例の関連条文

第 24 条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

今後の方針

議員にとっても市民にとっても利用しやすい議会図書室を目指すため、全議員に意見を募るなどして、改善点を精査すべきである。また、改善の際には、議会 I C T の推進の一環として、資料のデータ化を進めるなど、議会図書室のデジタル化の推進についても検討すべきである。

検討項目

その他

取組状況

必要に応じ、追加で調査・研究を行った事項は以下の４点である。

- (１) 本会議での発言時における資料等の掲示については、演壇及び質問席において資料等を掲示するだけでは、議場内のすべての人に、正確な内容が伝わらないため、発言時の資料等の掲示は認めず、従来どおり、口頭によることを原則とした。(第２次答申 平成 29 年 6 月 20 日)
- (２) 電子表決システムを運用するため「対象とする議案」「表決結果の表示」「インターネット中継への表示」について、具体的な取り扱いを定めた。(第４次答申平成 29 年 9 月 11 日)
- (３) 議会での質疑・質問において「検討する」とした理事者答弁に対して、検討の進捗状況を追跡調査する制度を設けてはどうかとの意見があり、先進事例の調査・研究を行った。その結果、答弁の追跡調査を行う制度は設けないこととなったが、答弁した内容に対し適切な対応に努められるよう、議長から市長に申し入れを行った。(第 17 回委員会 平成 30 年 5 月 23 日)
- (４) 本会議場の自席マイクを運用するため、動議と議事進行発言の際に使用することや発言の際は起立して発言することなどの具体的な取り扱いを定めた。(第 7 次答申 平成 30 年 9 月 18 日)

段階評価

B

(平均 3.5 点)

4.0から5.0・・・A：できている（これまで通り行う）
2.0から4.0未満・・・B：できている（ただし、改善が必要）
2.0未満・・・C：更なる取組が必要

評価理由

取組状況は評価できる。しかし、積極的な改善につながっているものは少なく、もっと内容を充実させるよう検討すべきだったとの意見も見られた。

なお、本会議場における電子表決システムや自席マイク等の各種設備の運用については、タブレット端末の導入をはじめとした議会 I C T の推進の中で、再度、運用を見直す機会が将来的に生じることもじゅうぶん想定される。その際には、他市の事例も注視しつつ、時代の流れに即した柔軟な対応が求められると考える。

評価・検証結果一覧表

「短期的課題」に仕分けした項目		
議会組織	委員会運営の充実	B 評価
議会機能	政策提言会の在り方	B 評価
情報公開	議会報告会の開催	B 評価
	議会広報の充実	B 評価
	議会傍聴の促進	A 評価
その他	議会独自の災害対策	B 評価

「中長期的課題」に仕分けした項目		
議会組織	議員定数	A 評価
	議員報酬	B 評価
議会運営	タブレット端末導入による議案等のペーパーレス化	B 評価
その他	議会 I C T（情報通信技術）の推進	
情報公開	委員会の議事録の公開	A 評価

仕分けを「保留」とした項目		
議会組織	議会事務局の組織体制の整備	B 評価
議会機能	議員研修の充実	A 評価
	会派控室の環境整備	未実施
議会運営	議案に対する議員間の自由討議	未実施
	本会議での一問一答方式の見直し	B 評価
	議会の議決事件の追加	未実施
	公聴会・参考人制度の活用	A 評価
	請願・陳情の取り扱い	B 評価
	議会の先例事項の見直し	B 評価
情報公開	政務活動費の透明性の向上	A 評価
	議案等に対する賛否状況の公表の見直し	A 評価
	子ども議会等の開催	未実施
	小・中学校等の学習の場としての提供	未実施
その他	議会費（委員会予算、海外視察、政務活動費等）	A 評価
	議会図書室の充実と適正な管理運営	未実施

その他、調査・研究を行った事項		
—	その他	B 評価

おわりに

今回の評価・検証では、A評価（できている（これまで通り行う））が8項目、B評価（できている（ただし、改善が必要））が12項目、C評価（更なる取組が必要）が0項目となり、26項目中20項目において「検討や取組ができている」と評価するに至った。このことから、議会の活性化に関する検討項目は、おおむね順調に調査・研究がなされ、議会の権能の向上や市民に開かれた議会の実現に向け、取組がじゅうぶんに推進されたものと考ええる。併せて、早稲田大学マニフェスト研究所が実施する「議会改革度調査 2019」の総合ランキングにおいて、本市が、県内2位、全国162位との評価を得たことも、一つの結果であると考ええる。

一方で、B評価（できている（ただし、改善が必要））とした検討項目が最も多く、「議会報告会の開催」や「タブレット端末導入による議案等のペーパーレス化」など、試行錯誤の段階にある取組も含まれていること、また、実施に至らなかった検討項目も6項目あることから、本報告書で示した諸課題をじゅうぶんに踏まえ、取組の精度を高めていくとともに、「議員報酬」については、引き続き、調査・研究を行う必要がある。

最後に、現議員は令和3年2月をもって任期を迎えることになるが、改選後の本市議会においても、更なる議会の活性化を図ることで、市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを願い、本報告書の結びとする。

議会活性化推進特別委員会開催状況

年月日	内 容
平成29年 2 月28日	第 1 回委員会開催
平成29年 3 月22日	第 2 回委員会開催
平成29年 4 月13日	第 3 回委員会開催
平成29年 5 月29日	第 4 回委員会開催 議会活性化に関する検討について（第 1 次答申）
平成29年 6 月20日	第 5 回委員会開催 議会活性化に関する検討について（第 2 次答申）
平成29年 7 月20日	第 6 回委員会開催
平成29年 8 月21日	第 7 回委員会開催 議会活性化に関する検討について（第 3 次答申）
平成29年 9 月11日	第 8 回委員会開催 議会活性化に関する検討について（第 4 次答申）
平成29年10月26日	第 9 回委員会開催
平成29年11月27日	第10回委員会開催
平成29年12月18日	第11回委員会開催 議会活性化に関する検討について（第 5 次答申）
平成30年 1 月23日	第12回委員会開催
平成30年 2 月19日	第13回委員会開催
平成30年 2 月20日	第14回委員会開催
平成30年 3 月14日	第15回委員会開催 議会活性化に関する検討について（第 6 次答申）
平成30年 4 月20日	第16回委員会開催
平成30年 5 月23日	第17回委員会開催
平成30年 6 月18日	第18回委員会開催
平成30年 7 月20日	第19回委員会開催
平成30年 8 月23日	第20回委員会開催
平成30年 9 月18日	第21回委員会開催 議会活性化に関する検討について（第 7 次答申）
平成30年11月27日	第22回委員会開催
平成30年12月18日	第23回委員会開催 議会活性化に関する検討について（第 8 次答申）

年月日	内 容
平成31年 1 月10日	第24回委員会開催
平成31年 2 月 5 日	第25回委員会開催 議会活性化に関する検討について（第9次答申）
平成31年 2 月18日	第26回委員会開催
平成31年 3 月13日	第27回委員会開催
平成31年 4 月16日	第28回委員会開催
令和元年 5 月21日	第29回委員会開催
令和元年 6 月19日	第30回委員会開催
令和元年 7 月24日	第31回委員会開催
令和元年 8 月19日	第32回委員会開催
令和元年 9 月18日	第33回委員会開催
令和元年10月 7 日	第34回委員会開催
令和元年10月11日	第35回委員会開催
令和元年10月21日	第36回委員会開催
令和元年11月25日	第37回委員会開催
令和元年12月16日	第38回委員会開催
令和 2 年 2 月17日	第39回委員会開催
令和 2 年 2 月19日	第40回委員会開催
令和 2 年 3 月10日	第41回委員会開催 議会活性化に関する検討について（第10次答申）
令和 2 年 6 月16日	第42回委員会開催
令和 2 年 7 月31日	第43回委員会開催
令和 2 年 9 月14日	第44回委員会開催
令和 2 年11月17日	第45回委員会開催
令和 2 年12月14日	第46回委員会開催 議会活性化に関する検討について（第11次答申）